

広島県告示第五百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十七年九月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所 の所在地	事業所の 名称	事業所の 所在地	廃止年月日
マリン薬局株式 会社	呉市広古新開一丁 目三番一三号	マリン薬局三 条店	呉市三条二丁目一 五―一	平成二七年 一月三一日
医療法人社団 みのり会	府中市元町四三番 地の一	みのり会北川 居宅介護支援 事業所	府中市元町四三番 地の一	平成二六年 十一月三〇日
医療法人社団 みのり会	府中市元町四三番 地の一	医療法人社団 みのり会介護 療養型老人保 健施設みのり	府中市元町四三番 地の一	平成二六年 十一月三〇日
社会福祉法人 広島県リハビ リテーション 協会	東広島市八本松町 原五九四六番地七	訪問看護ステ ーションとき わ	東広島市西条西本 町二四番一七号	平成二七年 三月三一日
有限会社大柿 ファーマシー	江田島市大柿町小 古江六六八―四	大柿薬局居宅 介護支援事業 所	江田島市大柿町大 原五九一七―一	平成二六年 一二月三一日